

いわき市長

渡辺 敬夫 様

# 要 望 書

平成24年9月21日

いわき市議会議長

蛭田 克

東日本大震災からの復興のため、日夜御尽力されている市長はじめ多くの市職員に敬意を表します。

議会としましては、市民の皆様の声に広く耳を傾け、復興計画と復旧・復興に向けた諸課題について議論を深めるべく、昨年の6月定例会において「東日本大震災復興特別委員会」を設置し、以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、全市を挙げて復旧・復興に邁進してきたものの、未だ解決に至らない問題や、新たに顕在化してきた課題も少なくないところです。

このことから、いわき市議会として、東日本大震災後の生活再建や事業再建に奮闘している市民と事業者の目線から、現状の課題を抽出し、対策を要する事項について、特別委員会において取りまとめるに至ったところであります。

つきましては、次のとおり要望いたしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

# 1 生活再建支援・居住環境整備

---

## (1) 心のケア

- ア 「ふくしま心のケアセンター『いわき方部センター』」との連携を十分に図りながら、心のケア支援体制のさらなる強化に努めること。とりわけ、その業務の特殊性から、サービス提供実施機関における職員体制は極めて重要であるため、専門的知識を有する人材を確保すること。
- イ 心のケアについては、要援護者の生活環境や意識レベルに合わせたサービスの提供が重要であることから、これらの状況が変化していることを踏まえ、時間経過に応じた適切かつ継続的なサービス提供を行うこと。
- ウ 本市は、他自治体からの避難者が多く、また「仮の町」構想の受け入れ自治体としても検討されていることなどを踏まえると、避難者や被災者ばかりでなくすべての市民に対する心のケアが必要であると考えられることから、その体制を構築すること。
- エ 本市においても、甚大な被害に加えこれまでの災害と大きく異なる原子力災害を被っていることから、過去の災害時における心のケアに加え、原子力災害に適応した新たなサービスとその提供体制を構築すること。

## (2) 住宅環境の整備

本市は、他自治体からの避難者が多く住宅事情が依然として逼迫した状況にあることから、引き続き福島県借上げ住宅の期限延長の要望や雇用促進住宅等の入居調整を講ずるなど一時提供住宅による支援の充実を図りながら、災害公営住宅の早期整備に取り組むこと。

### **(3) 「町外コミュニティ（仮の町）」構想**

ア 「町外コミュニティ（仮の町）」構想については、帰還に向けた工程を含む全体的なロードマップを踏まえ、将来の本市のまちづくり構想等への影響を十分に精査・検討したうえで、適切に対応すること。

イ 「町外コミュニティ（仮の町）」構想については、これまで前例がなく、また、法律の問題をはじめ、道路、上下水道、住宅などのインフラの整備や帰還後の後処理問題、さらには学校、医療、雇用などの課題等も有することから、国、県及び関係自治体の役割分担を明確にしたうえで、適切に対応すること。

## **2 地域産業再生・復興及び雇用対策**

---

### **(1) 市内へのメガソーラー発電事業者の誘致に対する積極的取り組み**

本市においては、市の提示する事業用地の借地料やその他提示する条件が厳しく、計画が進んでいない実情があることから、市としてメガソーラーを復興の起爆剤と位置づけ、条件の緩和など、積極的に双方の妥協点を見出して事業の促進を図ること。

### **(2) 市内進出企業に対する事業用地のマッチング**

進出しようとする企業にとって用地確保の難しさが障壁となっていることから、進出の円滑な実現のため市が事業者と土地提供者の間を仲介し、マッチングすること。

### **(3) 風評被害対策の強化**

放射性物質に対する不安は依然として根強く、本市地場産品の販

売不振や価格低迷がなおも続いていることから、風評被害の早期払拭を目指した本市独自の事業に取り組むこと。

### **3 防災まちづくり及び原子力災害対策**

---

#### **(1) 災害に対応し得る地域力の再生・強化**

- ア 災害時要援護者への対応を可能とする関係機関の連携を強化すること。
- イ 消防職員OBや消防団OB等を活用した支援体制（支援隊の結成等）を構築すること。

#### **(2) 防災力向上のまちづくり**

- ア 原子力発電所事故の再発を想定した避難計画（ガイドライン）を早期に作成すること。
- イ 防災行政無線を活用した定期的な防災訓練を広域的に行うこと。

#### **(3) 原子力発電所事故への対応**

- ア 原子力発電所事故に対する補償について、平成23年12月までの補償は行われたものの、原子力事故は収束しておらず、市民はいまだ厳しい生活を強いられていることを鑑み、平成24年1月以降の補償についても継続して実施することを東京電力株式会社及び国に要望すること。
- イ 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」への本市の指定及び実施計画・立案等に係る委員会への本市の参画を国に求めること。

#### **(4) 放射性物質への対応**

- ア 定期的な健康管理（内部被曝検査・甲状腺検査）を継続的に実施できる本市の独自の体制を早急に構築すること。
- イ 農作物のモニタリング結果の生産地別情報を、関係機関と連携し効果的に公表すること。